

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 岩手県
 農業委員会名： 滝沢市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日	令和2年7月20日		任期満了年月日	令和5年7月19日		
	農業委員			定数	実数	担当区域数
農業委員数	9	9	農地利用最適化推進委員	11	11	5
認定農業者	—	6				
認定農業者に準ずる者	—	1				
女性	—	1				
40代以下	—	0				
中立委員	—	1				

2 農家・農地等の概要

	経営体数			農業者数(人)			
総農家数	830			1,234			
農業経営体数	667			550			
※直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入	189			189			
※直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入							

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	3,410	ha	1,630	ha	47.8	%
課題	農業従事者の高齢化の進行等に伴い農地の貸付希望は増加しているものの、借受する担い手側も同様に高齢化の進行等の問題を有していることから、集積面積の伸び悩みが懸念される。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和 12 年度	集積率	80	%
今年度の新規集積面積	80 ha	農地面積(C)	3,410	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,710 ha	(目標) 今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	50.1	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	115 ha	農地面積(F)	3,410	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	1,746 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	51.2	%
目標に対する達成状況(H)/(E)	102.1 %			

農業委員会の点検結果	市内各地域における個別の取り組みに加え、令和4年度は農地中間管理事業を活用した地域集積の取り組みを2地域で実施し、農地の集積・集約を進めるとともに地域主導で担い手となる法人の立ち上げ等が行われてきたが、それらの中にあって地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員が話し合いや合意形成等においても積極的な関与や中心的な役割を果たしたこと等により、農地の集積が当初目標を上回り進展している。
------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2)遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況			
	1号遊休農地面積		うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	30.4	ha	22.3	ha
扱い手による農地の集積・集約が進む一方、規模拡大によって一層の作業効率化が求められることから耕作条件等により借受農地等の選別をせざるを得ない場合があり、耕作が行われている農地と比べ条件の劣る遊休農地の解消が進みにくい状況等が見られる。				

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	3.9	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.8	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	8.1	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	耕作者の早期確保を目指すとともに、それまでの間における所有者の保全管理の継続に向けた多面的機能支払交付金事業活動組織や作業受委託組織の活用等の働き掛けを行いながら、令和5年度末を目途に遊休農地の解消に向けた工程表を策定する。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	-	ha
---------------------------	---	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	1.0	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	125.0	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	令和5年度策定予定
-------------------------	-----------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	-	ha
---------------------------	---	----

④その他

農地の利用状況 調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期		
	8月		9~12月		
1号遊休農地 の面積	26.1	ha	うち緑区分の遊休農地	13.9	
			うち黄区分の遊休農地	12.2	
農地の利用意向 調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期		
	2月		3月		

農業委員会の点検結果	8月の一斉農地パトロールに加え、日常の農地利用最適化活動による耕作時期を中心とした積極的な農地巡回等により、遊休農地の新規発生や管理状況の悪化等の抑制に努めた。また、作付品目等耕作条件に適した貸借農地の選定や紹介、農地中間管理事業に関する国・県事業の活用や農用地利用改善団体の設立による農地集積の取り組み等を通じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一丸となって遊休農地の解消に取り組んだ結果、目標を上回る成果が見られた。
------------	---

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者		令和2年度新規参入者		令和3年度新規参入者	
	3	経営体	5	経営体	2	経営体
	2.6	ha	7.7	ha	2.6	ha
課題	・農業関係団体(行政、農協、改良区等)が連携して新規参入者の確保と育成等に努める仕組みがない。 ・新規参入者の農業経営を支援する仕組みの拡充等が必要である。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	50.8 ha	41.4 ha	112.1 ha	68.1 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)			6.8 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	7.9 ha		
公表URL	なし	(その他の公表方法)	農業委員会窓口備付
目標に対する達成状況(B)/(A)	116.2 %		
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	1	経営体
	取得農地面積	10.9	ha

農業委員会の点検結果	新規就農者相談会の積極的な参加に加え、農業委員及び農地利用最適化推進委員における就農後の適切なフォローアップ等による新規就農者の支援体制を整備してきたこと等から、継続的に新規参入者の確保が見られるような状況にある。また、農業者側への支援体制の整備に加え、各委員による着実な情報提供活動等により、農地所有者による農地の貸付相談にあたっては新規参入者への貸付等に対して一定の理解が得られるようになっている。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日／月	最適化活動を行う農業委員の人数 農地利用最適化推進委員の人数	8 人 11 人
------------	--------	-----------------------------------	-------------

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月	②	農地パトロール(遊休農地発生防止等に向けた見回り等を強化する)
11～12月	①	担い手の農業経営の安定化と意欲向上等に向けた各戸訪問等を実施し、農業者年金加入等の呼び掛けを併せて実施する。
1～2月	①	農地利用意向調査の回収率向上のため各戸訪問等を集中的に実施する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
8月	②	農地パトロール(遊休農地発生防止等に向けた見回り等を強化した)
12～1月	①	担い手の農業経営の安定化と意欲向上等に向けた各戸訪問等を実施し、農業者年金加入等の呼び掛けを併せて実施した。
2～3月	①	農地利用意向調査に代わり農地中間管理事業を活用した地域毎の農地利用集積の促進のため各戸訪問及び地域の話し合い等を集中的に実施した。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	2回		
開催時期	8月、1月	相談会名	新規就農者相談会(新農業人フェア)
参加者数	延べ2名以上	開催場所	いわて県民情報交流センターイーナ(予定)
相談会の内容	当市での新規就農希望者の相談受付及び情報提供等を行う。		
開催時期	随時	相談会名	新規参入希望者相談会
参加者数	延べ2名以上	開催場所	滝沢市役所他
相談会の内容	新型コロナウイルス感染症の影響等から大規模相談会の開催が難しい状況が続いていることから、新規参入計画者に対する小規模相談会を開催し、新規就農希望者の相談受付及び情報提供等を行う。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	4回		
開催時期	8月、1月	相談会名	新規就農者相談会(新農業人フェア)
参加者数	6名	開催場所	いわて県民情報交流センターイーナ
相談会の内容	当市での新規就農希望者の相談受付及び情報提供等を行った。		
開催時期	7月(2日間)	相談会名	新規参入希望者相談会
参加者数	6名	開催場所	イオンモール盛岡
相談会の内容	滝沢市伝統芸能フェスティバルの開催に伴う市内農産物直売所の開設と合わせて特別相談会の会場を設置し、当市での新規就農希望者の相談受付及び情報提供等を行った。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	6
目標に対し期待を上回る結果が得られた	10
目標に対して期待どおりの結果が得られた	1
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	2

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

III 事務の実施状況

都道府県名： 岩手県
 農業委員会名： 滝沢市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
総務小委員会	1				1								
農政小委員会		1		1	1	1		1			1		
農地小委員会			1	2		1	1					1	
その他会議・研修等	1	2		1		1	2	2	3	2		2	市農委主催のみ

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		6 件	うち許可 6 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	20 日
	総会開催日の公表	○公表している していない	申請書締切日の公表	○公表している していない	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	○	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定
		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任
		・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任
1年間の処理件数	15 件	うち許可相当 15 件 うち不許可相当 0 件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から 30 日 処理期間(平均) 20 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積		年度末時点の違反転用面積	
	3,410 ha		0 ha	
違反転用解消のために実施した活動内容	①農業委員・農地利用最適化推進委員が各活動地区において監視活動に努めた。 ②農地パトロールを8月に5班体制で市内全域を対象に実施した。			
実 績	違反転用解消面積 0 ha			

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入